

合併の手続きは？ <図1>

市町村の動きがきっかけ

1 事前協議

- 合併の検討をする事実上の話し合い
↓
- ・合併研究会や任意の合併協議会といった組織が作られることが多い

住民の動きがきっかけ

1 住民発議

- ・法定合併協議会の設置を住民が市町村長に対し請求
- ・市町村の有権者の50分の1以上の署名が必要

2 法定合併協議会の設置

- ・設置するためには、関係する市町村の議会の議決が必要
- ・合併を行うこと自体の是非を含めて、合併についてあらゆる事項を正式に話し合う場所
- ・合併する方向が決まったら、合併後の将来図とその実現方法を市町村建設計画にまとめる

7 総務大臣への届出 総務大臣の告示

- ・総務大臣の告示によって、合併の効力が発生し、新市町村が誕生

3 合併協定書の調印

- ・法定合併協議会での市町村の話し合いの結果の主要部分は、通常合併協定書といった形にまとめられる
——→ 合併の方向が一本化

4 市町村合併の議決

- ・合併協定書に沿って各市町村の議会が議決
——→ 合併の内容が確定し、知事の正式決定へ

6 都道府県議会の議決・知事の決定

- ・都道府県議会の議決を経て、知事が市町村合併を正式決定
- ・市を含んだ合併、市になる合併の場合には総務大臣の同意が必要

5 知事への申請

- ・関係市町村長すべてから申請

